

## 6 特別受益確定の手続

判例は、特別受益に該当するか否かの判断について、「遺産分割申立事件、遺留分減殺請求に関する訴訟など具体的な相続分又は遺留分の確定を必要とする審判事件又は訴訟事件における前提問題として審理判断されるのであり、右のような事件を離れて、その点のみを別個独立に判決によって確定する必要もない」(最判平7・3・7民集49・3・893)として、特定の財産が特別受益財産であることの確認を求める訴えは、確認の利益を欠き、不適法であるとしている。

## 7 改正相続法（持戻免除の意思表示の推定規定の創設）

平成30年7月6日に成立し、同月13日に公布された「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(平成30年法律72号)は、原則として(配偶者の居住に関する権利に関する規定等の例外がある。)、令和元年7月1日に施行された。

特別受益に関連する改正として、配偶者に対する贈与に関し、持戻免除の意思表示の推定規定の創設(民903④)がある。これは、相続税法上、婚姻期間20年以上の夫婦間の居住用不動産等の贈与について特例が設けられている(相続21の6)ことと同様に、生存配偶者の生活保障の見地から、一定の要件を満たすことにより、被相続人の持戻免除の意思表示を推定するものである。

創設された民法903条4項は、「婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第1項の規定を適用しない旨の意思表示したものと推定する。」と規定する。

同項の趣旨は、長年婚姻関係にあった夫婦については、一方配偶者の資産形成に他方が貢献していることが通常であるため、生活の基盤となる居住用不動産の贈与等は、他方配偶者の貢献に報い、老後の生活保障のために行われることが多いとの考えを基本とするものである。

同項の創設により、持戻免除の意思表示が推定されるため、該当する遺贈又は贈与を特別受益として持戻計算する必要がなくなり、配偶者の具体的相続分が増加し、配偶者保護に資することになる。

なお、民法903条については、他に、同条3項に「その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する」とある部分が、改正法により削除された。

**19** 歯学部進学に伴う学費、下宿費等については扶養の一部と見るのが相当であるとして、特別受益に当たらないとされた事例

(東京地判平25・3・28平21(ワ)15138)

当事者及び遺産の概要	
被相続人	A (平成16年12月30日死亡)
相続人及び 法定相続分	X : 子 (原告) 2分の1 Y : 子 (被告) 2分の1
遺産の額	7138万8853円
遺産の構成	不動産 (土地、建物)、預貯金

当事者の主張	
X (原告)	Y (被告)
歯学部進学に伴う学費、下宿費：X (子・原告) の医科大学歯学部の学費や在学中の下宿費についてはA (被相続人) ではなく、Aの夫 (X・Yの父) が負担している。	歯学部進学に伴う学費、下宿費：Xは医科大学歯学部進学に伴う入学金、授業料、実験実習費合計273万円をAに負担してもらっており、消費者物価指数を用いてA死亡時の価値に引き直した金383万6862円の受益を得ている。また、医科大学歯学部在学中の生活費として72か月にわたり月額10万円をAに負担してもらっており、合計金720万円の受益を得ている。

事実経過 (裁判所が認定した事実)	
S49.3	X (子・原告)、岩手医科大学歯学部合格 (入学金等納入額合計273万円)。
S54	X、岩手医科大学歯学部卒業。
H10.6.15	A (被相続人)、財産全部を包括してY (子・被告) に相続させる旨の遺言。
H16.12.30	A、死亡。
H17.10.5	X、Yに対して遺言に基づくAの遺産の相続について遺留分減殺請求。

## 裁判所の判断

## 1 原告の歯学部進学に伴う学費、下宿費及び生活費について

X（子・原告）は、岩手医科大学歯学部に進学しており、同大学に対する納入額総額は273万円であるところ、Y（子・被告）は、短大を卒業しており、在学期間及び学部の性質に照らし、Xは、Yよりも高額な学費を要したものと認められる。

A（被相続人）は、その資産状況に照らすと、Xの大学在学中も相応の資産及び収入を有していたものと推認することができ、これを妨げるに足りる証拠はない。そうすると、原告の学費、下宿費及び生活費については、これをAが負担したのもとしても、扶養の一部と見るのが相当であり、生計の資本としての贈与と認めることはできない。

## コメント

本事例は遺留分減殺請求訴訟であるところ、この中で、Y（子・被告）が、X（子・原告）の歯学部進学に伴う学費等をA（被相続人）が負担したことについてXの特別受益に当たると主張した。

Yの主張に対し、裁判所は、相続時のAの資産状況等に照らして、Aが上記学費等を負担した当時、相応の資産及び収入を有していたものと推認することができるとして、Yの主張を斥けている。その前提として、裁判所は、Aの遺産として、土地2筆合計金4416万9800円、建物2物件合計846万6876円及び預貯金合計1875万2177円があると認定しており、同遺産合計金7138万8853円と対比すれば、Aが負担したXの歯学部進学に伴う学費、下宿費及び生活費合計273万円はAにとって過大な支出であったと考えることは難しいであろう。

なお、平成30年の相続法の改正により、遺留分減殺制度の内容も見直された。改正内容の詳細にまでは触れないが、主に遺留分減殺請求の効力や遺留分の算定方法についての改正がなされている。

今回の改正では、遺留分減殺請求の効力について、遺留分権利者は、遺留分侵害額に相当する金銭の支払のみを請求できることとなった（改正民1042ないし1049）。また、遺留分の算定方法については、遺留分算定の基礎となる財産に含める生前贈与について、第三者に対する贈与については、従前どおり原則として相続開始前の1年間にしたものに限りその価額を算入するものとし、相続人に対する贈与については原則として相続開始前の10年間とすることとなった（改正民1043）。